

論 説

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の終了後の実態

——NPO 法人を設立した事例——

高 野 剛

- I 課題設定
- II NPO 法人を設立した事例
- III インタビュー調査の記録
- IV 要約と含意

I 課題設定

2000年4月に、地方分権推進一括法が施行された。これにより、機関委任事務と地方事務官制度が廃止され、職業紹介や雇用保険など都道府県で実施していた職業安定行政は、国に移管されることになった。また、同年4月に施行された改正雇用対策法では、第5条で「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない」とされ、都道府県や市町村も就労支援に取り組むことが必要となった。さらに同法の第27条で「国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする」とされた。これにより、国と都道府県と市町村が連携・協力しあいながら就労支援を実施しなければならないようになったのである。具体的な政策としては、障害者や母子家庭の母親や高齢者などの「就職困難者」¹⁾に焦点を当てた就労支援を行うことが必要とされており、地域就労支援事業が、一部の地方自治体で開始されることになった。²⁾

一方、福祉政策を見てみると、2002年から自立支援をキーワードとした福祉政策が実施されることになった。一例をあげると、ホームレス自立支援法の成立(2002年)、母子及び寡婦福祉法の改正(2002年)、若者自立・挑戦プランの策定(2003年)、障害者自立支援法の成立(2005年)、生活保護受給者への自立支援プログラムの策定(2005年)をあげることができるであろう。特に、2005年度から始まった「生活保護受給者等就労支援事業は、対象者に重なりが見られるだけでなく、そのスキームが地域就労支援事業と類似している」³⁾という点で、先取りしていたと言えるであろう。さらに、2007年には、内閣府に設置された「成長力底上げ戦略構想チーム」が「成長力底上げ戦略(基本構想)」を発表し、就労支援戦略として「『福祉から雇用へ』推進5ヵ年計画」が策定・実施されることになった。これらの政策の対象は、ホームレス、母子家庭の母親、若者、障害者、生活保護受給者であるが、このうち稼働能力のある貧困者に対しては、就

職困難者として就労による自立支援を強化することになった。就職困難者の中でも、外へ働きに出られない事情を抱えている障害者や母子家庭の母親に対しては、在宅ワークの活用による就労支援が実施されるようになった。

そこで本稿では、就職困難者の就労支援のうち、母子家庭の母親の就労支援に在宅ワークを導入している事例について考察することにしたい。母子家庭の母親の就労支援に在宅ワークを導入している事例について、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態と問題点を考察した研究として、高野剛（2016）がある。高野剛（2016）で明らかになったひとり親家庭等の在宅就業支援事業の問題点は、以下の3点である。①ひとり親家庭等の在宅就業支援事業は、母子家庭の母親だけでなく障害者や高齢者も対象としており、就職困難者の就労支援として一定の意義はあるが、訓練手当が目的の受講もみられ、費用対効果の面から問題がある。ほとんどの受託団体が、事業終了後に在宅ワークの就労支援を継続できていない問題点がある。②事業費が億単位の金額で大規模なプロジェクトであるため、在宅就業障害者の就労支援をしているNPO法人など小規模な団体がノウハウを持っているに関わらず、受託できない問題点がある。複数の企業がコンソーシアムを設立して事業を受託しているケースが多く、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会のように在宅ワークによる就労支援のノウハウをもっていない団体が受託をしている問題点がある。在宅ワークによる就労支援のノウハウをもっていない団体が受託している場合については、他の民間団体へ再委託することが認められている問題点がある。③在宅ワークに労働法が適用されず、最低賃金のような報酬の単価を規制する法律がないことが問題である。

しかしながら、高野剛（2016）では、母子家庭の母親の就労支援に在宅ワークを導入している事例のうち、いわゆる映像字幕制作やテープ起こしなどの情報通信産業の在宅ワークの訓練プログラムについてのインタビュー調査を対象として、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態と問題点を明らかにした。そこで、高野剛（2017）では、情報通信産業の在宅ワークではなく、製造加工作業の家事内労働を対象として、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態と問題点を明らかにしている。高野剛（2017）で明らかになったひとり親家庭等の在宅就業支援事業の問題点は、以下の4点である。①受講生が訓練プログラムを修了しても仕事そのものがない場合である。これは、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業では、訓練プログラムを受講するための受講料は無料であり、なおかつ訓練手当が支給される仕組みとなっていたが、もしも受講料を支払って仕事がない場合であれば、いわゆる「インチキ内職」と言われる詐欺商法である。②訓練プログラムを修了後に仕事があっても単価が安い場合である。この点については、多額の税金を投入して就労支援をしても、生活できないワーキングプアを発生させることになってしまう問題点がある。③訓練プログラムの内容が趣味のカルチャースクール程度のレベルであるため、訓練プログラムによって習得できる技術では生活できるほどの収入が得られないような場合である。④今回のひとり親家庭等の在宅就業支援事業には、「就労自立」や「働く」ということを重視しすぎたために、居場所づくりや仲間づくりという視点が欠如している問題点がある。

これまで、高野剛（2016）と高野剛（2017）では、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業でどのような訓練プログラムが実施されたのか実態と問題点を明らかにすることに主眼が置かれていた。そこで本稿では、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の終了後もNPO法人を設立して在宅就業支援を継続している事例を中心に考察することにする。具体的には、NPO法人の関係者（3団

体)と、訓練修了後もNPO法人に登録して働いている在宅ワーカー(4人)にインタビュー調査を実施し、NPO法人の運営が軌道に乗っているのかどうか、上手くいっていないとすればどのような課題を抱えているのかについて、明らかにしたい。

II NPO法人を設立した事例

(1) NPO 法人在宅はたらき隊

群馬県太田市では、アクリーグ株式会社が2億6千万円で受託し、2010年7月から2011年12月まで1年半の訓練プログラムを開始した。太田市での1期生の受講者数は、49人であった。基礎訓練は2010年7月から2010年12月までの6ヵ月間であり、午前コースと午後コースの場合は毎日3時間、夜間コースの場合は毎日2時間の訓練プログラムを実施した。訓練手当は、1時間あたり900円を支給した。応用訓練は2011年1月から2011年12月までの1年間であり、週3日で1日あたり2.5時間の訓練プログラムを実施した。e-ラーニングだけでなく事務所へ通って集合研修を受講しなければならないため、無料の託児サービスも実施した。子どもが小中学生であれば昼間だけパートで働きに出たりできるため、就学前の子どもがいる母子家庭の母親が受講するケースが多かった。訓練内容は、基礎訓練でワードやエクセルの訓練と個人情報保護やビジネスマナーの教育を行い、応用訓練ではGISコース、NJSSコース、ビジネスコースの3コースの訓練をOJTで実施した。ビジネスコースでは名刺作成やデーター入力などの訓練を行い、NJSSコースでは自治体が扱う入札情報のシステムに入札情報を入力・更新する作業の訓練を行い、GISコースでは地図ソフト(スーパーマップ)を使って地図の編集作業の訓練を実施した。受託団体のアクリーグ株式会社が、観光用の地図や固定資産税を管理する地図のシステムを作成する会社であったため、主に自治体が使用する地図データーの更新業務ができるようになるための訓練を実施した。その後、第2期として、2012年4月から2012年9月まで基礎訓練を実施し、2012年12月から2013年9月まで応用訓練を実施した。2期生は30人が受講した。太田市では、80人の募集に対して、応募者数が103人であり、基礎訓練を受講した者が79人、応用訓練を修了した者が38人であった。

受託団体のアクリーグ株式会社は、栃木県小山市でも9404万5千円で受託し、訓練プログラムを実施した。2011年6月から2011年9月までが基礎訓練であり、2011年10月から2012年3月までが応用訓練を実施した。訓練内容は、太田市での訓練プログラムと同じ内容であった。小山市では、42人の募集に対して42人の応募があり、42人が基礎訓練を受講した。応用訓練を受講した者は35人であり、応用訓練を修了した者は17人であった。修了生17人のうち、12人がNPO法人に在宅ワーカーとして登録することになった。

NPO法人在宅はたらき隊が設立されたのは、2010年10月である。もともとアクリーグ株式会社が太田市から訓練プログラムを受託した時に、太田市から訓練プログラム終了後にNPO法人を立ち上げて、ひとり親の在宅ワーカーたちの就業の場を確保するよう要請されていたからである。設立当初は、太田市が本部で、支部は小山市や名古屋市や奈良市にあった。現在は、小山市が本部で支部は太田市だけとなっている。入会金1000円、年会費1000円となっているが、入会金

や年会費でNPO法人を運営しているわけではないので、現在は入会金も年会費も徴収していない。その代わり運営費用として、NPO法人が受託した仕事から、事務所の家賃や光熱費やパソコンの更新費用などを差し引いて、登録している在宅ワーカーに支払っている⁴⁾。NPO法人が受託した仕事の受託業務金額は、2013年度が1744万4千円、2014年度が2767万8千円、2015年度が3023万3千円であり、在宅ワーカーに支払われている報酬額は、2013年度が883万6千円（51%）、2014年度が1731万円（63%）、2015年度が2197万9千円（73%）である。登録している在宅ワーカーは、2013年度が56人、2014年度が45人、2015年度が68人である。登録している会員のうち実際に働いている人数は、2013年度が37人（稼働率66%）、2014年度が40人（稼働率87%）、2015年度が54人（稼働率79%）である。1人あたりの在宅ワーカーで見ると、2015年度で1ヵ月3万5230円の収入であり、年収では42万2670円となっている。年収の分布を見ると、「年収5万円以下」が6人（15%）、「年収6～9万円」が8人（20%）、「年収10～29万円」が10人（25%）、「年収30～49万円」が6人（15%）、「年収50～99万円」が7人（18%）、「年収100万円以上」が3人（7%）となっている。登録している在宅ワーカーが2013年度の56人から2014年度の45人へと減少しているのは、訓練プログラムを修了して在宅ワーカーの登録をしていたが、子どもが小中学校へ通うようになり、パートなど外で働きに行くようになったため、在宅ワークの登録を辞める人や、離婚して母子家庭であったが再婚して在宅ワークの仕事をしなくてもよくなったというような人が増えてきたためである。そのため、ひとり親に限らず、在宅ワークをしたい人であれば、登録できるようにしており、2015年度は68人に増加している⁵⁾。登録している在宅ワーカーのほとんどが母子家庭であり、障害者（身体）は2人だけである。子どもに障害があり外で働きに出られない在宅ワーカーは4～5人いる。登録している在宅ワーカーは、自宅で働く時もあれば事務所に来て働く時もあり、事務所に来て働いている場合には、パートタイム労働（雇用労働）として時間給を支払っている。

NPO法人在宅はたらき隊から提供してもらった資料によると、登録している在宅ワーカーの報酬を時間給に換算すると936円であり、2016年10月に改定された地域別最低賃金の全国加重平均額が823円であり、群馬県が759円で栃木県が775円であることを考慮すると、最低賃金を100円以上上回っていることになる⁶⁾。提供していただいた資料では、1件あたり5分かかる仕事を1000件したと仮定した場合、単価が78円と設定しているため、78円×1000件=78000円を在宅ワーカーに報酬として支払っていると記載されている。1件あたり5分の仕事を1000件するのであれば、合計5000分かかることになるので、78000円÷5000分=15.6円/分となる。15.6円/分を時間給に換算すると936円になる。在宅ワークの単価が最低賃金を上回っている点について、クラウドソーシングで扱っているような文書入力やデータ入力の作業ではなく、地図ソフトを使用した自治体から発注される仕事を扱っているため受注単価も安くはなく、在宅ワーカーに支払う報酬についても常に最低賃金は意識して下回らないようにしているそうである。また、在宅ワークにありがちな単純作業が嫌になったとか、単価が安く低収入であるためバカバカしくなったと言って辞めていく人はこれまでいないそうである。時間給が936円であれば、パートで働きに出るよりも在宅ワークをする方が高収入であるため、登録している在宅ワーカーも減らないのではないかという点については、あくまで1件あたり5分の仕事を1000件すると仮定しているが、慣れない初めのうちは1件あたり5分以上かかってしまうことと、登録している在宅ワーカーの熟練度

にばらつきがあるため、全員が最低賃金以上の時間給になるわけではないことである。⁷⁾

これまで、NPO 法人が受託した業務実績には、自治体からの受注として緊急雇用創出基金事業や住民税の裁定事務、臨時福祉給付金支給の事務補助、国民健康保険のレセプトデータの入力作業などがある。自治体以外では東京電力や NTT 東日本からも受注しており、防犯灯の位置情報、除染作業の地理情報、交通事故の位置情報、放射線量の地理情報などがある。自治体からの仕事には個人情報扱うデータが多いため、在宅ワーカーの自宅のパソコンは NPO 法人の事務所のサーバーと VPN 接続することで、不正端末はファイアウォールでアクセスできないようにしている。また、在宅ワーカーの自宅のパソコンをシンクライアント端末にすることでサーバーで作業をさせるようにし、自宅のパソコンからの個人情報漏洩を防ぐ仕組みとなっている。さらに、サーバーでの作業についても、個人情報の画像マスキングや画像分割を行うことで、入力作業によって在宅ワーカーが入力データと個人を特定できないようにしている。入力作業についても、入力データに間違いがないように、2 人の在宅ワーカーが同じデータを入力するエントリー & ベリファイ方式を採用することで間違いがないようにしている。入力作業中も分からないことがあれば、事務所に常駐するスタッフがリモートアシスタントしたり、在宅ワーカー同士で情報共有するためにグループウェアを利用している。作業ログ監視によって、誰がいつ仕事をしているか分かるようになっている。

パソコンは訓練プログラムの時に貸与したパソコンを、登録している在宅ワーカーに引き続き貸与している。登録している在宅ワーカーの家庭環境や生活状況などについては、細かく把握していないが、登録している在宅ワーカーからの生活相談は時々ある。元夫から暴力を受けているとか子どもが不登校であるとか母子家庭は生活が不安定であるので、時々ある。登録している在宅ワーカー同士の交流会や食事会については、最初の 1～2 年の頃は頻繁に開催していたが、最近はグループ毎に自主的にしてもらうようにしている。受託する仕事は量が多いので、コーディネーターが進捗状況を見ながら十数名の在宅ワーカーに仕事を配分している。在宅ワーカーは本業や私生活より在宅ワークの仕事を優先してくれないので、仕事を小分けにして出来る時にしたい人にだけ配分するようにしている。⁸⁾仕事の割り振り方は、登録している在宅ワーカーが本業や私生活より在宅ワークの仕事を優先してくれないと経験的に分かってきたので、納期を第一として時間に余裕があってスキルのある人を優先している。納期が厳しくない仕事であれば、連絡が途絶えがちになっている人に声をかけて、平等に割り振るようにしている。在宅ワーカーのスキルレベルについては、コーディネーターが連絡やサポート業務をしながら把握するようにしている。仕事は、アクリーグ株式会社から受託している仕事ほとんどである。アクリーグ株式会社以外の所からも在宅ワークの仕事を受託したいと考えているが、なかなか仕事もらえないのが現状である。営業活動として NPO 法人の理事長が、太田市テレワーク推進協議会の副会長をしており、企業側にもっと在宅ワークの仕事を発注してもらえるように普及・促進をしている。現在の理事長も、太田市が発行する広報を見て、太田市の訓練プログラムに 1 期生として、昼間はパート（大学職員）で働いて、夜間コースを受講した。子どもが 2 歳の時だったが、両親がすぐ近くに住んでいたため、両親に子どもを預けて無料の託児サービスは利用しなかった。訓練プログラムを受講途中の 3 ヶ月目で、アクリーグ株式会社から受講生たちのコーディネーター役として雇用されることになり、アクリーグ株式会社の社員を兼務しながら NPO 法人の理事長をし

ている。

NPO 法人を運営していく上で困っていることは、訓練プログラム修了後の厚生労働省のサポートがないため、訓練しても仕事が続かないということが困っている。特に、繁閑の差があり、4～5月頃が特に仕事がないことが困っている。在宅ワーカーのスキルに格差があるということや、登録している在宅ワーカーが少ないということに困ってはいない。

(2) NPO 法人ひとり親 ICT 就業支援センター

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業を受託した経緯については、有限会社プライムが企画して佐賀県から5億1362万円で受託することになった。⁹⁾有限会社プライムのみでは企業規模が小さいことから、佐賀県内の8社でコンソーシアムを結成し、佐賀県在宅就業支援センターとして訓練プログラムを受託することになった。¹⁰⁾

訓練プログラムは、2010年7月から2013年3月まで実施された。基礎訓練が6ヵ月でワードやエクセルなどの基礎を学び、応用訓練は9ヵ月でOJTをしながら、スペシャリスト系はホームページ作成やWebデザインの訓練を行い、オペレーター系はデータ入力やテープ起こしの訓練を行った。¹¹⁾基礎訓練は週5日で1日3時間（午前コース、午後コース、夜間コース）の集合研修を受講して、月5万円の訓練手当を支給し、応用訓練は週3回で1日3時間の集合研修を受講して、月2.5万円の訓練手当を支給した。応用訓練をスペシャリスト系とオペレーター系に分けた理由は、基礎訓練のワードやエクセルの基礎の段階でパソコンの得意な人と不得手な人の差が出てしまうため、得意な人にはスペシャリスト系を受講してもらい、不得手な人にはオペレーター系を受講してもらうようにしたためである。募集人数は180人とし、3期に分けて1期生60人、2期生60人、3期生60人を募集した。募集にあたっては、地元の新聞やテレビコマーシャル、広報誌などを使って募集を行った。募集人数よりも応募者数が多かったため、面接と筆記試験で選考を行った。¹²⁾その結果、183人が基礎訓練を受講し、応用訓練まで進んだ者が155人、応用訓練を修了した者が127人であった。訓練を修了した者のうち、115人が在宅ワーカーとして佐賀県在宅就業支援センターに登録することになった。¹³⁾対象はひとり親と障害者であったが、受講者の内訳は母子家庭が120人、障害者が60人ほどであり、父子家庭はいなかった。¹⁴⁾佐賀県内に在住の者を対象としていたため、佐賀市内まで自動車でも90分以上かかって受講している人もいた。

訓練プログラム修了後の2013年7月より、佐賀県在宅就業支援センターは、株式会社佐賀電算センターが中心となって、NPO 法人ひとり親 ICT 就業支援センターを設立している。地元の佐賀新聞によると、「センターには現在、20～50歳代の女性を中心に115人のワーカーが登録。月3～6万円程度の収入を目指している。テープ起こしやチラシなどデザイン、パソコンの設定など多様な技術を持つ人材がそろう¹⁵⁾」と報道されている。その後、毎日新聞では、「現在のワーカー登録者数は50～60人程度で、平均で月約5万円の収入につながっている。中には10万円程度を得る人もいる¹⁶⁾」と報道されている。50～60人程度の登録者のうち、「2015年度に報酬を支払った在宅ワーカーは約30名であった¹⁷⁾」。修了生が登録するための入会金や年会費は無料であるが、NPO 法人を運営していく上で必要な事務所の家賃や光熱費は仲介手数料として仕事を紹介した時に取るようにしている。スキルアップのための講習会は特にしていないが、登録し続けている在宅ワーカーには訓練プログラムで使用したノートパソコンを引き続き貸与している。在宅ワーカー同

士の交流会をセンターとしては開催していないが、訓練プログラムの集合研修で仲良くなった者同士で自主的に連絡を取り合ったりしているようである。在宅ワークの仕事は、グループで仕事をしているわけではなく、センターと1対1の関係で仕事をしている。仕事の振り分け方については、まず顧客の納期と品質を第一として、ちゃんと仕事をしてくれそうな在宅ワーカーであれば応募の早い者を優先して仕事を振り分けるようにしている。ただし、この振り分け方であれば、偏りが生じてしまって登録だけして仕事をしていない在宅ワーカーが発生してしまうため、最低でも1年に1回は仕事を割り振るよう配慮している。登録している在宅ワーカーの家庭環境や健康状態、パソコンの使用環境、パソコンのスキルについては特に把握していないため、登録している在宅ワーカーの自主申告と仕事に対するモチベーションで判断している。NPO法人ひとり親ICT就業支援センター理事長は、株式会社佐賀電算センターの代表取締役社長が兼務しており、NPO法人ひとり親ICT就業支援センター長は株式会社佐賀電算センターの社員が外向してきているので、仕事については株式会社佐賀電算センターからの仕事が一番多い状況である。新しい仕事を開拓する必要もあるため、2016年度より株式会社佐賀電算センターより営業担当の社員が外向してきて、新しい仕事を開拓するようにしている。

NPO法人ひとり親ICT就業支援センターが抱えている課題は、大きく分けて2つあり、1つは在宅ワークの仕事が少ないということである。受注する仕事の単価を下げ仕事を増やそうとしても、今よりも単価が安くなると働いてくれる在宅ワーカーがいなくなってしまう問題点がある。もう1つの課題は、登録している在宅ワーカーが少ないことである。訓練プログラムが開始されてから6年以上が経過しているため、その頃は子どもが小さくパート勤めが難しかった母子家庭の母親でも、子どもが小学校や中学校に通学するようになっており、在宅ワークの仕事をするよりパートや契約社員などの仕事を選ぶようになっており、単価の安い在宅ワークの仕事をしてくれる人が少なくなっている問題点がある。登録している在宅ワーカーが減少している点については、2014年度より公益財団法人佐賀県地域振興基金より「地域いきいきさがふれあい基金」の助成金を受けて、ひとり親家庭のための無料のパソコン集合研修を開催し、修了生に在宅ワーカーとして登録してもらうようにしている。また、2016年度には、佐賀県に427万円の予算を計上してもらい「佐賀県ひとり親家庭等在宅就業推進事業」を実施することになっている。2018年度までに在宅ワーカーの登録者数を70人にすることを目標としている。NPO法人の売り上げは、昨年度で2000万円に満たない程度であり、加入している企業7社から1社あたり6万円の年会費を徴収している²⁰⁾。

訓練プログラムの修了生が作成した広報誌『サガステップ』第1号（2011年11月21日発行）に掲載されている受講生の声によると、1期生のS・Hさん（スペシャリストコース）は、「幼少のころから症状があり、入退院を繰り返してきた私には、普通の企業に通常の労働形態で就業し、自活する事は大変難しいことです。『在宅ワークならば、障がいを持つ私でも“働く”ことができるのでは』と応募しました」と応募の理由を語っている。また、2期生のK・Sさん（オペレーターコース）は、「以前、職業訓練の受講経験はありましたが、就職活動の中で、実務経験の重要さとひとり親の就業の厳しさを痛感するばかりでした。そんな時、在宅就業のサポートも受けられる訓練があると知り、応募しました」とひとり親の就職活動の厳しさを語っている。さらに、2期生のY・Hさん（スペシャリストコース）は、「この事業に参加する前は正社員として働いてい

ました。しかし、子供の病気や保育園の行事がある度に仕事を休むわけにもいかず、子供にも寂しい思いをさせていました。仕事と子育ての両立は難しく、その上、安定した収入を求めるのは困難を極めると身をもって感じていた時にこの事業と出会い、これなら『できる!』と思い応募しました」と正社員として仕事をしていても仕事と子育ての両立は難しいということを語っている。夜間コース2期生のM・Aさん（夜間スペシャリストコース）は、「私たち夜間2期生は、昼間何らかの仕事に従事しており、講習に間に合うように通う日々を送っています。残業で遅れたり、会社の行事で休んだり大変な事もありますが、一つ一つパソコン技術を習得できる喜びを感じています。」と仕事をしながら訓練プログラムを受講する苦勞を語っている。あるいは、1期生のE・Sさん（オペレーターコース）は、「私は佐賀から1時間ほど離れている唐津に住んでいます。応募した当初、子供はまだ5ヵ月でしたが託児所も用意していただき、約1年通うことができています」と遠方から訓練プログラムを受講している苦勞について語っている。

『サガステップ』第1号に掲載されている受講生100人に聞いたアンケート調査では、訓練プログラムの内容について、自宅で自主的に予習や復習など勉強しているかどうかについて、23人が「毎日している」と答えており、「2～3日に1回」が35人、「1週間に1回」が28人、「その他」が14人となっている。在宅ワークの仕事についてどう思いますかという質問については、「さらに頑張る在宅就業で自立したい」と答えた人が27人、「仕事と在宅就業と両立したい」と答えた人が32人、「サポートがあれば在宅就業したいがひとりの力では難しい」と答えた人が36人、「自信がない在宅就業は難しい」と答えた人は3人、「その他」が2人となっている。訓練プログラムの受講者183人のうち、応用訓練の修了者が127人であったことを考えると、モチベーションが低い訓練手当が目的で受講している者は少なく、熱心に自宅で予習や復習をしながら受講している者が多かったのではないかと思われる。また、訓練修了後に在宅ワーカーとして登録している者が115人であることを考慮すると、受講途中で自信喪失することなくモチベーションを維持し続けることができたのではないかと思われる。

NPO法人の今後の将来展望として、これまで対象を「ひとり親」と限定していたり、仕事の種類を「ICT」と限定していたため、登録している在宅ワーカーが減少したり、仕事が少なくなってしまっていたが、「ひとり親」や「ICT」に限定せずに登録者数を増やしたり仕事の受注を増やすようにすることを検討している。

(3) NPO法人C & A Creative Agency

広島県では、2011年10月より広島県在宅就業支援センター（ひとり親家庭ITスキルアップ就業支援事業）に総額10億円で委託して訓練プログラムを実施した。広島県在宅就業支援センターは、朝日精版印刷株式会社と株式会社広トレイベンツと凸版印刷株式会社がコンソーシアムを組んで運営しており、テープ起こしや映像字幕制作やアンケート集計などの在宅ワーカーの養成をおこなった。受講希望者は、広島市か福山市か三次市のいずれかの会場で説明会に参加し、筆記試験の1次選考テストを受験した。1次選考に合格すれば個人面接の2次選考があり、合格すれば訓練プログラムを受講することができた。ビジネスソフトや契約事務などの基礎訓練が5ヵ月あり、応用訓練が8ヵ月あった。e-ラーニングと月1回の集合研修があり、基礎訓練手当は月5万円、応用訓練手当は月2万5000円が支給された。第1期から第3期が定員65名、第4期と第5期が定

員100名である。2014年7月に第5期が修了し、広島県在宅就業支援センターは閉鎖され、2014年8月より朝日精版印刷株式会社を中心となって一般社団法人広島テレワーク協会を設立している。²¹⁾

訓練プログラムの修了生は、広島テレワーク協会に在宅ワーカーとして登録して、在宅ワークの仕事をしているが、主に自治体や教育委員会からの審議会の議事録のテープ起こしやアンケート集計などの仕事をしている。第1期から第5期まで定員が合計395人に対して、応募者が4627人であった。訓練プログラムを受講した395人のうち、訓練プログラムを修了した者は62人であり、内訳はテープ起こしが40人、映像字幕制作が22人である。訓練プログラムを開始する当初は、映像字幕制作のソフトを開発した企業から映像字幕制作の在宅ワークがこれからどんどん増えるだろうと言われていたが、映像の著作権の問題があるため、映像字幕制作の在宅ワークの仕事は想定していたよりも少なかった。訓練プログラムの修了生からも訓練によって身につけた技術を在宅ワークの仕事に生かすことはできないのかという不満の声があったため、2015年8月7日には、訓練プログラムを修了した母子家庭の母親たちが集まって、NPO法人C & A Creative Agency（通称スマイルサポートセンター）²²⁾が設立された。

NPO法人C & A Creative Agencyの定款の第3条には、「この法人は、視聴覚障害者等、情報保障を求める人々を対象として映画、アニメなどの映像・音声コンテンツの利用に際し聴覚障害者用字幕、視覚障害者用音声ガイド、手話映像等、これら情報の管理と提供、制作者養成、研究開発に関する事業を行い、視聴覚障害者並びに高齢難聴者等の文化振興と、より豊かな生活向上に寄与することを目的とする」と記載されている。NPO法人の設立にあたって、広島テレワーク協会からの協力があつた。そのため、主たる事務所は、ひろしまNPOセンターに事務所を借りているが、従たる事務所は広島テレワーク協会の事務所を使っている。登録会員数は、約60名である。大半が母子家庭の母親であり、父子家庭が数名だけいる。登録会員の中に聴覚障害者はいないが、子どもが聴覚障害者という人はいる。もともとダメでも自分たちでやれるだけやってみようと設立したNPO法人であるため、入会金や年会費は無料である。登録会員60名は広島県内に散在しており、交流会のように集まる機会がない状態である。そのため、コミュニティサイトで会員同士の連絡を取り合うようにしている。理事や監事は、ひとり親家庭の当事者のみで構成されているが、昼間はパートタイム労働や契約社員など別の仕事をしながら、空いている時間に在宅ワークをしている人が大半である。広島テレワーク協会とは別個に新たにNPO法人を設立した理由は、広島テレワーク協会では、ひとり親家庭のための事業を行う一般社団法人であるため、ひとり親家庭以外の視聴覚障害者を対象とした映像字幕制作の仕事をするにあたり、著作権の関係で仕事ができない問題点があつたからである。そのため、広島テレワーク協会とは別に聴覚障害者のための生活向上に取り組む目的を持ったNPO法人を新たに設立することになった。

NPO法人C & A Creative Agencyでは、安い単価で映像の字幕を付ければそれで良いというわけではなく、聴覚障害者の立場から、それぞれの障害の程度や特性に合わせた映像字幕を付ける必要があると考えている。例えば、現在は聴覚障害のある学生のために、小中学校で撮影した授業に字幕を付ける仕事を在宅ワークでしているが、小学校の授業を撮影した映像に習っていない漢字の字幕を付けてしまうと小学生が理解できない一方で、高校の授業を撮影した映像に平仮

名だけの字幕を付けてしまうと理解しにくいということがある。映画やテレビドラマでも聴覚障害者向けの字幕を付ければそれで良いというのではなく、見ている人が小学生ぐらいの子どもなのか20歳以上の大人なのかによって字幕の付け方も変えなくてはいけないのではないかと考えている。また、時おりテレビでは聴覚障害者向けに画面の片隅に手話の映像が表示される場合があるが、生まれつき聴覚障害のある人は手話に慣れているが、中途障害の場合は手話よりも字幕や筆談の方が慣れ親しんでいる人が多いなどの特徴がある。例えば、視覚障害者向けに点字があるが、生まれつき視覚障害のある人は点字に慣れている人が多い一方で、中途障害の場合は点字が分かりにくいいため音読や音声読み上げソフトがないと困るという人が多いのと同じように、それぞれの障害の程度や特性に合わせる必要があると考えている。

現在は、教育関係の映像に字幕を付ける在宅ワークをしている。業務量については、登録会員60名に1～2ヵ月に1本以上の映像字幕制作を割り振るぐらいの業務量であり、2015年度と2016年度ともに少しずつであるが仕事が増えてきている状態である。少しずつでも地道に聴覚障害者向けの映像字幕制作としての実績と技術を積むことで、将来は国から聴覚障害者のための映像字幕制作をしている団体としての認可を受けて、著作権を気にしなくても自由に字幕を付けることができるようになることを目指している。現在は登録会員の新規募集はしていないが、映像字幕制作の仕事が増えてくれば他府県でも映像字幕制作の在宅ワーカー養成講座を開催したいと考えている。

Ⅲ インタビュー調査の記録

(1) 調査の内容

X地区（都道府県単位）で実施されたひとり親家庭等の在宅就業支援事業での訓練プログラムを受講し、訓練修了後もNPO法人で在宅ワーカーとして働いている者に、インタビュー調査を実施した。インタビュー調査は、あらかじめ調査票を作成し、半構造化面接により実施した。調査協力者は、スノーボール・サンプリングによる4名（全員女性）である。インタビュー調査は、2016年9月21日（水曜日）と2017年1月20日（金曜日）に実施した。調査協力者には、事前に個人情報取り扱いについて記載された同意書の書類を配付し、署名・捺印の上で調査に協力していただいた。1人あたりの所要時間は90～120分程度である（図表1を参照）。

① Gさん

Gさんは、50歳の女性で、子どもは4人いる。長男が22歳で、長女が20歳、次女が16歳、三女が8歳である。次女（高校生）と三女（小学生）と3人で暮らしている。高校卒業後に事務職で働いていたが、27歳の時に結婚・出産を機に退職し、専業主婦をしながら内職（セラミック板の点検作業）の仕事をしたりしていた。2011年に離婚して父親と子どもたちと一緒に暮らすようになった。訓練プログラムを受講するようになったきっかけは、一緒に暮らしていた父親が病気で他界し、生活費を稼ぐため就職活動をするようになったが、三女が3歳と幼いこともあり、なかなか就職先が見つからなかった。そのような時に新聞で訓練プログラムの募集を見つけて、すぐに応募することになった。就職活動をする中で、ワードやエクセルなどのパソコンが使えないと就職

図表 1 調査協力者の属性

調査協力者	年齢	世帯類型	立場	職業	応用訓練のコース
Gさん	50歳	母子世帯	受講生	在宅ワーク・請負	オペレーター系
Hさん	33歳	母子世帯	受講生	在宅ワーク・請負	スペシャリスト系
Iさん	34歳	母子世帯	受講生	在宅ワーク・パート	スペシャリスト系
Jさん	50歳	母子世帯	受講生	在宅ワーク・パート	スペシャリスト系

出所）：筆者が独自作成。

に不利であると感じたことや、訓練期間中は訓練手当や託児サービスが利用できることなどから、すぐに応募することになった。3期の時に応募して、3期生で午前コースの訓練プログラムを受講することになった。訓練期間中は、仕事をしていなかったため、収入は基礎訓練の訓練手当の月5万円と児童手当の月4万円と児童扶養手当の月5万円であった。姑との不仲や夫との性格の不一致などから離婚したが、養育費の取り決めはしなかったため、養育費はもらっていない。応用訓練になると訓練手当は月2.5万円になるが、OJTによる在宅ワークの仕事の収入は月2.5万円以下であった。訓練期間中にパートなどの仕事をしなかった理由については、W市に住んでおり、研修会場のX市（県庁所在地）まで自動車で片道90分ほどかかるためである。また、自宅が山奥でイノシシが出たりする所であり、当時11歳の次女の小学校の送り迎えをしなくては行けないため、訓練プログラムを受講しながら、パート勤めをするのは時間的に難しかった。

訓練プログラムを受講したのは3期生の時であり、2012年4月から2012年9月までが基礎訓練（週5日、1日3時間）、2012年10月から2013年3月までが応用訓練（週3日、1日3時間）であった。本来ならば、基礎訓練が6ヵ月で応用訓練が9ヵ月であったが、3期生については年度末までで事業が終了するために、応用訓練が6ヵ月であった。応用訓練は、オペレーター系を選び受講した。もともとパソコンが全く使えず、基礎訓練のワードやエクセルの訓練を受けている時に、ホームページ作成やWebデザインなどの高度なパソコンスキルが必要なスペシャリスト系を選ぶよりも、データ入力やテープ起こしなどのオペレーター系を選択することにした。訓練プログラムを受講してCS試験（コンピューターサービス技能評価試験）3級の資格を取得した。応用訓練を修了後は、受託団体（2013年7月よりNPO法人化）へ在宅ワーカーとして登録をすることにした。2013年3月末の登録後すぐに仕事を紹介してもらえなかったため、4月は仕事待ちの無職であったが、5月からアンケートのデータ入力やテープ起こしなどの在宅ワークの仕事を紹介してもらったようになった。これまで在宅ワークの仕事以外にも外で働きに出る仕事を紹介してもらったりした。例えば、信用保証会社の書類をスキャナーで取り込む作業は、個人情報扱う作業であったため、在宅ワークではなく信用保証会社に通勤して仕事をした。あるいは、パソコンの職業訓練のサブ講師の仕事であったり、高校生の時に簿記の資格を取っていたため簿記会計の職業訓練のサブ講師の仕事を紹介してもらったりした。X市まで通勤に90分ほどかかるためW市のパートや正社員の仕事を探そうとしたりしたが、サブ講師の仕事を紹介してもらったりしたため、訓練修了後もNPO法人に登録して働き続けている。できればW市の自宅に近い所で正社員の仕事をしたいが、母子家庭であることや50歳であることなどからなかなか就職先が見つからず、訓練修了後3年6ヵ月になるがNPO法人に登録して働き続けている。登録している在宅ワーカー

同士の交流会や食事会に何度か参加したことはあるが、母子家庭の仲間づくりや居場所づくり、パソコンのスキルアップや生活相談などを期待してNPO法人に登録し続けているわけではないようである。

現在は、NPO法人から紹介された事務職関係の仕事を、週5日勤務、午前9時から午後4時30分までX市に通勤して働いている。学童保育（放課後クラブ）が午後6時までのため、午後4時30分には仕事を終わり、自動車で90分かけて三女（小学校2年生）を迎えに行かなくてはならない。W市の学童保育（放課後クラブ）が小学校3年生までしか利用できないため、1年半後には夕方まで仕事ができなくなる不安がある。70歳代前半の母親は、自動車で30分ぐらいの所にパートの仕事をしながら1人で暮らしている。一緒に住むと子どもの小学校が変わってしまうということや、母親とも不仲であることから、三女の送り迎えなど子育てに関して母親に協力はしてもらっていない。長男は高校を卒業して働いているので、ときおり生活費を援助してくれている。長女は大学生で学費と生活費がかかるため、今年になって離婚した夫から月1～2万円ほど長女に仕送りしてもらえるようになった。

雇用労働が良いか在宅ワークが良いかについては、かつて内職の仕事をしていたこともあり、次女と三女の送り迎えをしなければならないため、時間に縛られずに働けるという点で自宅で働く方が良いと考えている。ただし在宅ワークでは収入が安定しないため、正社員のような雇用されて働く方が良いとも考えており、いわゆる在宅勤務（在宅雇用）の働き方が一番良いと考えている。会社勤めすることによる人間関係や通勤時間の長さについては、煩わしいと感じていない。

②Hさん

Hさんは、33歳女性で小学4年生と小学3年生の子どもが2人いる。V市で両親と子ども2人と一緒に暮らしている。高校卒業後に、歯科衛生士の専門学校に2年間通学し、専門学校を卒業後は歯科衛生士として歯科医院で働いていたが、22歳の時に結婚した。結婚を機にV市からU県へ転居し、専業主婦をしながら23歳で第一子を出産、24歳で第二子を出産した。26歳の時に夫の暴力から逃れるため、V市の両親の実家で別居しながら、調停離婚することになった。訓練プログラムを受講するようになったのは、28歳の時である。

訓練プログラムは、2期生の時に午前コース（3時間）を受講し、2011年1月から2011年6月までが基礎訓練（週5日）、2011年7月から2012年3月までスペシャリスト系の応用訓練（週3日）を受講した。訓練プログラムを受講中は、無料の託児サービスが用意されていたが、子どもが保育園に通っていたので利用しなかった。家庭教師の派遣サービスも用意されていたが、まだ保育園なので利用しなかった。訓練プログラムを受講して、CS試験（コンピューターサービス技能評価試験）3級とウェブデザイン技能検定3級の資格を取得した。2012年4月から在宅ワーカーとして登録して働くようになった。

訓練プログラムを受講するようになったきっかけは、離婚後に体調を崩して仕事をしていない時期が2ヵ月ほどあったが、息子の保育園から配付された地域情報誌（『ワイアーママX地区版』）に、募集が掲載されているのを見つけて応募することになった。特に、訓練プログラムを受講中は、訓練手当が基礎訓練で月5万円、応用訓練で月2.5万円もらえるのが魅力的であった。それまで歯科衛生士として正社員で歯科医院に勤務していたが、準備や後片付けなど朝早く夜遅い仕事であり、離婚して母子家庭であることに周囲からあまり理解してもらえない環境であった。院

長夫婦は共働きで歯科医師をしており理解してくれていたが、若い独身女性のスタッフが多い職場であったため、保育園の送り迎えや子どもが病気になった時の欠勤など理解してもらえない環境であった。歯科衛生士として働くことが嫌になったわけではなく、個人事業主として在宅ワークで働く仕事が面白くなってきたので現在の在宅ワークを続けている。NPO 法人から紹介してもらった在宅ワークのみでは低収入であるため、自分で顧客を開拓しながら働いている。在宅ワーカーとして働き始めたころは、紹介してもらった仕事ばかりしていたが、2013年7月頃からは自分でも顧客を開拓しながら独立して働くようになった。主に自宅で在宅ワークをしているが、在宅ワークの仕事が継続的にあるわけではないので、時おりパソコンの職業訓練のサブ講師のような外で働きに出る仕事も紹介してもらったりしている。クラウドソーシングの会社に登録して在宅ワークの仕事はしていない。

在宅ワークの仕事をしている時間帯は、午前9時から午後5時くらいまで働いている。子どもが夜寝てから仕事をしていたこともある。土曜日か日曜日のどちらかは、なるべく仕事をしないようにしている。仕事は毎日あるが、忙しい時とそうでない時の繁閑がある。主に、ホームページ作成やDTP編集の在宅ワークをしている。テープ起こしやデータ入力の仕事はしていない。今後してみたい在宅ワークの仕事については、顧客からCADの在宅ワークの仕事を紹介してもらえそうなので、CADの勉強をしたいと考えている。困っていることは、在宅ワークの単価が安いことである。特に、訓練プログラムを受講していた時は、応用訓練の訓練手当2.5万円を貰いながらOJTで在宅ワークをしていたため、単価が安くともある程度の収入であったが、訓練修了後も単価が変わらないままであるので、単価が安いことに困っている。

登録している在宅ワーカー同士の交流会はときおり開催している。Hさんは、12～13人の在宅ワーカーのまとめ役をしているので、Hさんが声かけをして交流会や食事会を開催している。テープ起こしをしている4～5人のグループでは、お互いに連絡を取り合って子どもの病気などで納期が間に合わない時は、助け合って仕事をしているようである。基本的にグループではなく1人で在宅ワークの仕事をするようになっており、Hさんも1人で在宅ワークの仕事をしている。両親と同居しているため、在宅ワークをしているための孤独感を感じたことはないようである。NPO法人に在宅ワーカーとして登録し続けている理由は、個人ではできないパソコンの職業訓練のサブ講師の仕事などを紹介してもらえるからであり、子育ての悩み事を相談したり、母子家庭の仲間づくりを期待しているわけではない。訓練プログラムを受講し始めた頃は、精神的に疲れていたこともあり、同世代の母子家庭の人たちと知り合いになったことは良かったと感じている。

現在の収入は、児童手当が月2万円、児童扶養手当が全部支給で月4.7万円（2016年8月より5.2万円）であり、在宅ワークやサブ講師の仕事の収入と合計すると1ヵ月12～13万円ぐらいである。NPO法人から紹介してもらった在宅ワークの収入では月2～3万円ぐらいである。児童手当と児童扶養手当は毎月支給されるわけではなく、在宅ワークの仕事も継続的にあるわけではないため、毎月の収入は不安定である。確定申告しているが、節税のため今年から簿記の勉強をして青色申告をするようにしている。離婚した夫から養育費はもらっていない。訓練プログラムを受講期間中は働いていなかったため、収入は児童手当と児童扶養手当と訓練手当だけであった。

雇用労働が良いか在宅ワークが良いかどうかについては、個人事務所を立ち上げてフリーラン

スで働くような仕事がしたいと考えている。会社勤めすることによる人間関係に煩わしさは感じていない。今のライフスタイルを維持しながら働きたいということや、フリーランスの方が時間に縛られないので、子どもの学校行事にも参加することができると考えている。在宅ワークなど個人事業主の場合は、国民年金や国民健康保険に加入しなくてはならないようになるが、個人事業主は社会保険で不利になるから雇用労働の方が良いとは思わない。70歳代の父親が建設業の一人親方をしていて個人事業主であるので、退職金や厚生年金で雇用労働よりも不利ではあるが、定年がないため個人事業主が不利だとは感じていない。

訓練プログラムに対しては、訓練を受講して資格を取得したりパソコンスキルが身についたことで、在宅ワーク以外の仕事でも活用できるという点で良かったと感じている。特に訓練手当が毎月支給されるのは、生活が助かったという点で非常に良かったと感じている。ただ、訓練修了後にひとり親家庭のNPO法人を設立したが、仕事が継続的にあるわけではないので、仕事を継続的に発注してもらえるような政策が必要なのではないかと感じている。

③ I さん

Iさんは、34歳の女性で、9歳（小学校3年生）の息子が1人いる。X市にある母親の持ち家に、母親と弟の家族4人と一緒に7人で住んでいる。准看護師の資格が取れる高校（衛生看護科）を卒業後に、正看護師の資格を取得するため、昼間は病院で准看護師として働きながら夜間に看護専門学校（3年制）に通っていたが、2年目の20歳の時に退学し、アパレル関係の仕事に就職した。看護専門学校を退学した理由は、正看護師になるつもりでいたが、准看護師として病院で働くうちに患者を家族のように感情移入してしまう性格であり、患者が死ぬ度に家族が死んだような気持ちになってしまうので、自分に向いていないと思うようになったためである。アパレル会社には、アルバイトとして就職したが、すぐに正社員として働くことになった。アパレル会社の正社員をしていた時は、U県で店長として働いていたこともある。23歳の時に結婚し専業主婦となった。25歳で長男を出産したが、26歳の時に離婚し、母親が購入していたX市の持ち家に母親と一緒に暮らすことになった。離婚した理由は、経済的理由である。結婚した時は夫は正社員で働いていたが、すぐに失業し、アルバイトなど非正規労働を転々としていて、生活費を渡してくれず電気や水道を止められるようになってしまったためである。そのため養育費はもらっていない。離婚した当初は、母親の扶養家族として母親と息子の3人で暮らしていたが、弟が結婚して一緒に住むことになり、数年後に甥と姪が生まれることになった。

離婚後に何か仕事をしたいと思っていたところ、母子家庭等自立支援給付金事業に自立支援教育訓練給付金があることを知り、医療事務の資格を取って医療事務のパートで働いていた。訓練プログラムに応募するきっかけは、医療事務のパートで働いていたが、パソコンが全くできず医療事務をするにはパソコンができなければいけないと思い、X市の市報で見つけて応募することになった。2期の時に応募して2期生で受講することになった。

2期生は、ワードやエクセルを学ぶ基礎訓練（週5日）が2011年1月から2011年6月までで、応用訓練（週3日）が2011年7月から2012年3月までで、ホームページ作成やWebデザインのスペシャリスト系を受講した。基礎訓練でワードやエクセルは難しかったが、パソコンに興味があったので、応用訓練はスペシャリスト系を選択した。午前中はパート勤めをしていたため、午後コース（3時間）を選択した。2歳半の息子は無料の託児サービスを利用して受講した。訓練

期間中は、午前中だけ医療事務のパート勤めで働いていたが、もともと産休の人の臨時の仕事であったため、訓練プログラムを受講後4ヵ月ほどで契約終了となり、その後は自宅近くのコンビニエンスストアで午前中だけパートの仕事をしながら受講していた。児童手当はもらっているが、児童扶養手当は母親と一緒に暮らしており、母親の扶養家族になっているため、もらっていない。訓練期間中は、基礎訓練は月5万円、応用訓練は月2.5万円の訓練手当が支給されていた。毎月3万円は、母親に生活費を渡している。

在宅ワークの仕事は、訓練プログラム修了後に受託団体（2013年7月よりNPO法人化）に登録して、4年10ヵ月している。子どもが中心の生活であるため、子どもが寝てから在宅ワークの仕事をする。Iさんは、在宅ワークは子どもに負担をかけない働き方であると考えている。在宅ワークの方が自分に合っていると考えている。子どもが学校から帰ってくる時に母親が自宅にいてあげた方が良いからである。雇用労働の場合の人間関係が煩わしいとか通勤時間が煩わしいというわけではない。ただし、在宅ワークは時間に縛られずに自分のペースで働けるメリットはあるが、ずっと自宅にいるとメリハリができなくてダラダラしてしまう面があると考えている。例えば、アパレル関係の仕事は土日が休みではないため、子どもの小学校の休みの時に自宅にいてあげることができない。息子は小学校3年生なので、午後3時頃には自宅に帰ってくる。現在は、准看護師の資格を持っているので、有料老人ホームで時給900円のパート勤めも時折している。今は、母親が介護職の正社員をしていて夜勤があり、弟夫婦も働きに出ているので、料理や掃除などの家事労働と甥と姪の保育園の送り迎えは、Iさんがしている。今は甥と姪が保育園児であるが、小学生になる頃には自分の部屋が必要になってくるため、いつまでも一緒に住み続けることはできないと考えている。そろそろ母親の扶養家族から外れて自立したいと考えているが、公営住宅に入居できれば自立できるのではないかと考えている。

現在の在宅ワークの仕事は少ないと感じている。もっと在宅ワークをしたいと考えているが、NPO法人以外の他社の在宅ワークの登録はしていない。登録していない理由は、知らない会社に登録して仕事をするとトラブルに巻き込まれるのではないかと考えているからである。パート勤めをしなくても在宅ワークの仕事のみで生活できるようになりたいため、在宅ワーカーとして独立開業することも考えたが、そこまでパソコンスキルがないことや営業活動をしなくてはいけないため、独立開業はできないと考えている。NPO法人に登録し続けて仕事をしているメリットとして、子どもが病気になって仕事ができない時でも理解してもらえる環境であり、母子家庭の母親同士でお互いに助け合って仕事をするができるということである。訓練プログラムの時に貸与されたパソコンを使い続けていることや、仕事を紹介してもらえるとという面でメリットを感じている。

いままでしたことのある在宅ワークは、アンケートの入力や集計などのデータ入力、ホームページの作成・更新、文書入力である。今後してみたい在宅ワークは、ホームページの作成・更新である。ホームページの作成は、単純作業ではなく、ソフトが新しくなっていくため、楽しくて面白い仕事と感じている。在宅ワークの仕事でトラブルにあったことはない。困っていることは、在宅ワークの仕事が少ないということである。単価が安いのは仕方がないと思っている。仕事をしていて分からないことがあれば、登録している在宅ワーカー同士でLINE（携帯電話の無料通話アプリ）で教えてもらったり、在宅ワーカー同士の交流会があるので、孤立感を感じるこ

はない。仕事面だけでなく、子育ての悩みや生活相談なども在宅ワーカー同士でしている。

在宅ワークのみの収入では、年50～60万円ほどである。母親の扶養家族であり、年103万円を超えないように働いているため、パートの収入も年50万円ほどである。在宅ワークの仕事は、子どもが寝てからの夜中の午後10時頃から午前2時頃までしている。パートの仕事がない時は、朝から夕方に家事をしながらしている。在宅ワークの仕事を週3日する時もあれば、たいていは週1～2日ほどである。

訓練プログラムに対しては、全くパソコンが出来なかったが、受講してCS試験（コンピューターサービス技能評価試験）3級を取得し、パソコンを使った仕事ができるようになったので良かったと考えている。

④ Jさん

Jさんは、50歳の女性で、子どもが3人いる。長男と次男が双子の20歳で、三男が16歳である。子ども3人と4人でX市にある持ち家に暮らしている。高校卒業後に物流関係の事務職の正社員をして働いていたが、30歳の時に結婚した。31歳の時に双子の長男と次男を出産し、子育てしながら仕事を続けるのが難しいため、退職して専業主婦となった。41歳の時に病気で休業中の夫が他界し、遺族年金（遺族基礎年金+遺族厚生年金）を受給している。夫が亡くなる少し前から病院で外来の案内係のパートをしていたが、夫が亡くなって精神的に余裕のない時期であったので、すぐにパートを辞めることになった。

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の訓練プログラムは、無料で配布されている生活情報誌『月刊ぶらざ』を見て応募した。夫が他界してから精神的に余裕がなくなって自宅に引きこもっていたので、働きに行かなくてはいけないと思っていたが、40歳代で資格を持っていなかったことから雇ってもらえる所も少なく、パソコンを習いたいと考えていたため、応募してみようと思った。結婚する前まで正社員の事務職で働いていたため、一太郎やロータスを少しは触ったりしたことはあったが、ワードやエクセルをちゃんと学びたいと思ったため応募することにした。

訓練プログラムは、1期生の時に午前コース（3時間）を受講し、2010年9月から2011年3月までが基礎訓練（週5日）、2011年4月から2011年12月までスペシャリスト系の応用訓練（週3日）を受講した。パソコンを使う仕事は好きであり、苦手ではないため、スペシャリスト系を選択した。訓練プログラムを受講中は、子ども3人は中学校と小学校に通っていたが、夕方前には下校するため、午後コースや夜間コースではなく午前コースを受講した。訓練プログラムを受講して、CS試験（コンピューターサービス技能評価試験）3級の資格を取得した。2012年1月から受託団体（2013年7月よりNPO法人化）で在宅ワーカーとして登録して働くことになった。当時は在宅ワークの仕事が大量にあったため、訓練プログラムを修了後は在宅ワーカーとして登録して働くのが当たり前のような雰囲気であった。

訓練期間中は、基礎訓練が月5万円、応用訓練が月2.5万円の訓練手当を受給していたが、遺族年金が月15万円ほどあるため、訓練期間中はパートなど仕事はしていなかった。児童手当は受給しなかった。自宅は持ち家のため家賃を払う心配がないが、夫の名義で住宅ローンを借りて購入したため、夫の生命保険金で住宅ローンは全て返済している。母親は既に他界したが、父親はX市に一人で住んでいる。父親は80歳で認知症が出てきたため心配であるが、夫の両親が自宅の近くに住んでおり、父とは一緒に住んでいない。現在は生活するのに困っているわけではないが、

息子2人が専門学校に通っていることや、将来に備えて貯金をしておきたいため、在宅ワークの仕事をしている。

在宅ワークの仕事は、訓練プログラム修了後から5年間している。午前中だけ物流会社の受注センターで事務職のパートで働き、午後はNPO法人から紹介された在宅ワークをしている。在宅ワークの仕事は、主にデータ入力やホームページ作成・更新の仕事である。データ入力は会計データの入力であり、ホームページ作成・更新は民間企業のホームページにインターネット検索で情報収集した内容を入力する仕事である。文書入力やテープ起こしの在宅ワークは単純作業で面白くないのでしたいとは思わない。ホームページの作成・更新などは工夫したり楽しい仕事であるため、今後もしたいと考えている。在宅ワークの仕事で困っていることは、仕事が少ないということとパソコンのスキルアップの機会が少ないということである。特に、ホームページ作成の仕事が少ないため、仕事をしないと習ったことを忘れてしまったり、ソフトの新しいバージョンの勉強がしたいと感じている。在宅ワーカー同士の交流会や食事会も時々あるので、在宅ワークをしていて孤立感を感じることはない。NPO法人が仲介しているので、在宅ワークでトラブルにあったことはない。

NPO法人以外の登録会社に登録して在宅ワークはしていない。他の登録会社に登録していない理由は、知らない会社に登録する勇気がないということと、現在している午前中のパートと午後からの在宅ワークの仕事があるため、これ以上の仕事をする余裕がないためである。NPO法人に登録し続けているメリットは、パソコンなどの新しい機材を提供してもらっていることや仕事を紹介してもらえるとということである。

在宅ワークの仕事は、週2～3日ほどしている。週5日するほどの仕事量はない。まとめて仕事がくるため、多い時と少ない時の繁閑の差がある。1日あたりの在宅ワークの仕事をする時間も7～8時間する時もあるれば1～2時間の時もある。基本的に夜中に在宅ワークの仕事をすることはないが、納期が短い時は徹夜で仕事をしたこともあった。

在宅ワークが良いか雇用労働が良いかはどちらとも言えないと考えている。自分のペースで働けるということや時間に縛られないというメリットはあるが、自分に甘い所があるので、どちらとも言えないと考えている。人間関係が煩わしいとか通勤時間が煩わしいとは考えていない。三男が小学生の時は、なるべく家にいてあげたいと考えていた。現在、在宅ワークとパートの両方をしているのは、将来に備えて貯金をしておきたいことと、在宅ワークの仕事が少なく在宅ワークだけでは不安定であるためである。多い時は在宅ワークの収入で年50万円ほどあったが、現在は年30万円もないくらいである。パートも午前中だけの仕事であるので月6万円程度の収入である。そのため、遺族年金が月15万円ほどあるが、国民年金の保険料が全額免除²³⁾されている。長男と次男は専門学校（2年制）に通学しているが、アルバイトはしていない。

訓練プログラムに対しては、今まで経験したことのない世界を知ることができたということや、現在しているパートの仕事でも役立っていると感じている。独立開業して在宅ワークをするには、営業活動をしなければいけないため、独立開業はできないと考えている。今後の見通しとしては、遺族年金とパートや在宅ワークで生活できているので、現状維持をしていきたいと考えている。ただし、NPO法人から紹介される在宅ワークの仕事が少なくなってきたので心配であると考えている。

(2) 小 括

高野剛（2016）でのインタビュー調査と本稿でのインタビュー調査から分かることは、まず訓練プログラム受講のきっかけは、「パソコンが使えないと就職に不利だと感じた」や、「月2.5～5万円の訓練手当が出ること」といった理由が多かったことである。NPO法人（もしくは受託団体）に在宅ワーカーとして登録しているメリットとして、「仕事を紹介してもらえる」といった意見が最も多かったが、食事会や交流会などを時折しているため孤立感を感じることはなかったり、子育ての悩みや生活相談を期待しているわけではないが、子どもが病気の時など助け合って仕事ができる環境であるという意見があり、仲間づくりや居場所づくりの役割を果たしていると考えられる。また、在宅ワークとパート勤めを兼業している母子家庭の母親が多いことから、在宅ワークだけでは低収入で仕事の繁閑があり不安定であることが分かる。在宅ワークをしている時間帯についても、子どもが寝てからの夜遅くに仕事をしていたり、納期が厳しいため徹夜で仕事をしていることもあり、睡眠時間を削ってまで在宅ワークの仕事をしていることが分かる。母子家庭の母親は、家事・育児に加えて、パート勤めと在宅ワークの仕事で忙しい毎日を過ごしている。在宅ワークで独立開業することについては、自分で営業活動をしなくてはいけないということやパソコンスキルに自信がないことから、独立開業できないと考えている母子家庭の母親が多い。Hさんは、自分で顧客を開拓して在宅ワークの仕事をするようになっているが、Hさんの父親が建設業の一人親方をしていることもあり、個人事業主に対して否定的な考え方を持っていない。高野剛（2016）のインタビュー調査の時のCさんは在宅ワークのみで働いていて個人事務所を開業しているが、これは子どもが大きな手術をして病気がちであるためである。Fさんも在宅ワークのみで働いていた時期があったが、これはFさん自身が重い病気になり、外で働けなくなったためであった。Hさんも夫からの暴力により精神的に疲れており、離婚後に体調を崩していた時期があった。Jさんも訓練プログラム修了後にパート勤めをするまでは在宅ワークのみで働いていた時期があったが、夫が他界して精神的に辛くなり自宅に引きこもっていた時期があった。在宅ワークの収入のみで生活するのは難しく、本人や子どもが病気や精神的に疲れて外に出られない事情がある場合に、在宅ワークを選択していることが分かる。

次に、インタビュー調査から分かることは、在宅ワークよりも正規雇用の仕事をした方が安定した収入が得られるにも関わらず、子ども中心の生活であるため、在宅ワークだけで生活できるようになりたいと考えている母子家庭の母親が多いことである。そのため、彼女たちに正規雇用や契約社員になるための就労支援をして稼働収入を増やそうとしても効果が期待できないと思われる。正規雇用の仕事を臨まない理由については、会社勤めすることによる人間関係や通勤時間の長さを煩わしいと感じているわけではないが、正規雇用によって得られる「安定した収入」よりは、「子どもと一緒にいる『時間』」や「自分のペースで家事や仕事ができる『ゆとり』」を重視しているためであると思われる。特に、正規雇用の場合の残業時間や休日出勤、あるいは子どもの病気や学校行事にあわせて休むことができないというような事情がある。特に、Hさんは33歳で歯科衛生士の資格を持っており、Iさんは34歳で准看護師の資格を持っているため、正規雇用で安定した収入が得られるにも関わらず、「子どもと一緒にいる時間がなくなる」、「職場が若い未婚女性ばかりなので子どもの病気や学校行事など子育ての大変さを理解してもらえない」、「労働時間が長く土日が休めない」、「資格は持っているが自分に向いていない」といった理由か

ら在宅ワークで働くことを選択している。このことは、高等技能訓練促進費によって介護福祉士や看護師の資格を取得しても、夜勤があったり、土日が休めない、自分に向いていないなどの理由で正規雇用の安定した収入が得られるとは限らないことに注意しておく必要がある。もちろん、GさんやJさんのように、年齢が中高年齢であることや高校卒業の学歴であること、小学生以下の子どもがいることにより、正規雇用の仕事に就けないケースも存在している。インタビュー調査から、母子家庭の母親は在宅ワークによる不安定な収入のため貧困であっても、生活費を上手に切り詰めて「家計のやりくり」をしていることもうかがえる。もちろん、食費や生活必需品などが買えずに生活費を切り詰めている場合も少なくないであろう。ときには生活費が足りないため、居酒屋やバーで深夜に臨時のアルバイトをしている場合も見受けられた。

就労支援の最終目標を正規雇用に就職することだけに限定するのではなく、在宅ワークで働きながら生活できるようにすることも必要である。その場合、在宅ワークの仕事量を増やすための制度が必要なのは言うまでもないが、在宅ワークの報酬額をアップさせるような制度も必要である。さらには、就労支援だけでなく、児童扶養手当や養育費など所得保障についても検討しておかなくてはいけない。特に、養育費の強制徴収制度がないため、養育費をもらっていない母子家庭の母親が多い。養育費をもらっていない理由として、調停離婚や裁判離婚より協議離婚が圧倒的に多いためであるが、Iさんのように、元夫が安定した職業に就いていないために、そもそも支払う能力がない場合もあれば、Gさんのように持ち家を購入したばかりで住宅ローンがあるので勝手に支払う能力がないだろうと推測して諦めている場合も含まれている。あるいは、Hさんのように夫からの暴力による離婚の場合など、「相手と関わりたくない」という場合もある。さらには、高野剛（2016）のインタビュー調査の時のDさんのように、養育費がちゃんと子どものために使われているのかどうかを知ることができないため、養育費を払いたくないというケースも見られる。Dさんについては、子どもの学習塾の費用など振込用紙や領収書を元夫へ郵送して支払ってもらっているようであるが、プライバシーを侵害しない範囲で養育費がちゃんと子どものために使われているのかどうかを確認できるようにする必要があるのかもしれない。ただし、離婚時に養育費の取り決めがされていたとしても、子どもとの面会交流の機会がないことや、元夫が再婚したといった理由で支払いが途切れているケースもある。子どもとの面会交流を仲介したり、養育費がちゃんと支払われていて、子どものために使われているのかをチェックする第三者機関の設立が必要であるだろう。

そもそも離婚時の親権の決め方について、母親に親権を認めないで父親に親権を認めるようにすれば、母子家庭の貧困問題は解決するという意見もある。この点について、「1965年までは、離婚した場合に父が全児の親権を取る割合は、母が全児の親権を取る割合よりも高かった。しかし、1965年以降、母が全児の親権を取る割合が父を超え、2000年では初めての8割台を突破した。2011年現在、子どものいる離婚の8割以上（83.6%）は、母が全児の親権を取っている。……（中略—引用者）……日本では離婚した夫婦の『どちらか一方にしか親権を認めない』、いわゆる『単独親権』が原則である（民法第819条）。また、『未成年の子供が2人以上いる場合は、一方の親が全員の親権者になる』（兄弟姉妹不分離）も原則となっている。……（中略—引用者）……10歳未²⁴⁾満の子どもの場合は、母親が親権者となることがほとんど」となっている。周燕飛（2014）が提案するように、母親優先原則の見直しと、欧米諸国のような離婚後も夫婦の共同親権を認める

方法も検討する必要があるだろう。

IV 要約と含意

1990年代以降の労働市場の実態と労働政策の展開について、日本と諸外国を分析した田端博邦編（2006）によると、以下の4つの特徴がみられると指摘されている。「①90年代、とくに90年代後半から失業率が上昇するなかで労働市場法制の急速な規制緩和が進むとともに、雇用の現場に深刻な雇用不安を伴う大きな変化が生じつつあること、②国際比較的に見ると、教育訓練等を含む積極的労働市場政策に関する公共支出の水準が、他の先進国と比較して日本では著しく低い水準にあること、③持続的な高失業に対応するために、他の先進諸国において、賃金補助による雇用促進や長期失業者・無業者に対する特別の施策（ドイツ、フランス）、NPO型の民間労働市場仲介機構の形成（アメリカ）など様々な新しい試みが生まれていること、④そうした新しい試みのなかで、無業者や低所得層への生活保障と雇用支援とのリンケージや地域市民間の相互援助など、地域的な労働市場とそれを支える公共的社会的ネットワークが重要な役割を果たしていること²⁵⁾」と指摘されている。本稿でも、このような認識の上で、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の終了後もNPO法人を設立して在宅就業支援を継続している事例について考察した。本稿で明らかとなった点は、以下の通りである。

第1に、訓練開始後5年以上が経過しており、子どもが成長して手が掛からなくなったため、在宅ワークではなくパートや契約社員など外で働きに出ようになり、登録会員数が激減している場合である。今後のNPO法人としての事業展開を考えた場合、「ひとり親家庭」に限定すると継続的に登録会員を確保できないため、障害者や高齢者も含めて事業展開をする道を検討している場合である。

第2に、仕事は継続的にあり、単価もクラウドソーシングの在宅ワークよりは高いため、登録会員も在宅ワークの仕事をしている場合である。しかしながら、自治体からの下請けの仕事であるため、年度末に仕事が多いが年度初めに仕事が少ないなどの課題を抱えており、仕事の受注先が訓練プログラムの受託団体からのみであるため、新たな仕事を開拓していく必要がある。

第3に、映像字幕制作のように、仕事は少なく生活できるだけの収入を稼ぐことはできないが、業務内容に働き甲斐を感じて趣味程度であっても続けて行きたいという場合である。趣味程度でも少しずつ地道に実績と技術を積むことで、将来は認可を受けて、新たな事業展開を模索している場合である。

それぞれのNPO法人に共通していえることは、事業終了後に厚生労働省からのサポートが全くないため、事業の継続が困難になっているということである²⁶⁾。例えば、在宅就業障害者支援制度のように、ひとり親家庭の在宅就業を支援している団体に仕事を発注した場合、特例調整金や特例報奨金が発注企業に支給されるというような仕組みがあれば、在宅ワークの仕事も増えるのではないかと考えられる。この点について、愛媛県松山市では、2007年度から障害者やひとり親家庭などの就職困難者を対象に「松山市テレワーク就労促進事業」を実施しており、2009年度より常用型の在宅雇用だけでなくパート・アルバイト型の在宅雇用や委託・請負契約の在宅ワーク

で働く場合も対象に含まれることになった。具体的には、松山市内の指定事業所が、就職困難者と在宅雇用や請負・委託契約の在宅ワークの契約を結んだ場合に、事業所へ就労奨励金が支給されるようになっている。さらに、2009年度より、仕事を安定的に確保する必要があるため、松山市内の指定事業所に仕事を発注した事業所へ発注奨励金を支給することになった。就労奨励金の支給額は、常用品の在宅雇用の場合は5年間で計45万円であり、パート・アルバイト型の在宅雇用や委託・請負契約の在宅ワークの場合は5年間で合計22.5万円となっている。一方、発注奨励金の支給額は、発注額の10%であるが、発注額が5万円以上であることと、年度ごとに1事業所あたり500万円が上限となっている。地方自治体の規模などにもよるが、松山市では年間400～500万円の予算で実施しており、他の地方自治体でも実施できないことはないであろう。

また、子どもが成長して手が掛からなくなったため、在宅ワークではなくパートや契約社員など外で働きに出るようになり、登録会員数が激減している問題をどこのNPO法人でも抱えていることを考えると、佐賀県が2016年度に427万円の予算で実施したように、無料のパソコン講習会を実施して、修了生に在宅ワーカーとして登録して働いてもらうような事業も実施する必要があるであろう。²⁷⁾ 今回のひとり親家庭等の在宅就業支援事業は、短期間に多額の資金を使って実施したことに問題があり、事業終了後の事業評価検討会で費用対効果が低いため事業継続は妥当でないと判断されて打ち切りになったことが問題である。本来ならば、短期間で多額の資金を使って実施するよりも、薄く長く事業を続けていくことをするべきであったし、月額5万円の訓練手当を訓練生に支給するべきではなかった。訓練手当については、受講生へのインタビュー調査から「月5万円も支給されたので生活に助かった」という意見が多かった一方で、「訓練手当が目的の受講もあり、モチベーションが低い人もいた」という意見もあり、そもそも応募したが訓練を受講できなかったひとり親家庭もいることを考えると不公平な制度になってしまっている。受講生に訓練手当を支給するよりは、在宅ワークの仕事を発注した企業に対して、奨励金として支給する方が良かったのではないかと考えられる。

さらに、今回のひとり親家庭等の在宅就業支援事業は、ひとり親や障害者などの就職困難者の就労支援を目的としているが、在宅ワークで働くためのパソコンスキルの訓練のみであり、本来の意味での就労支援ではない。就労支援とは何かについて、ソーシャルワークの視点からの就労支援について、日本社会福祉士会編（2010）では、「就労すること、働くことによって得られるはずのさまざまな『財』が享受しにくい状況への積極的な介入である。具体的には、個人的、社会的事由で生活上の困難を有する対象者に、その就労を支援することによって、問題や課題の解決、改善を図ることといえる。そして、就労に関して、失われた、減退した、あるいは侵害されている諸権利の回復と擁護を実現するものでなければならない」。²⁸⁾ それは、「一般労働市場から何らかの事由で、疎外された人々を単にそこへと移行せしめることが就労支援ではなく、多様な暮らし方を実現するうえで、就労に焦点化した支援を展開し、必要であれば、労働市場の変革も含めた行動を辞さない、主体的な支援」²⁹⁾ であり、「就労希望者のここまでの生活を見渡す、就労後の生活を想定する、といった就労希望者の生活全体を捉えながら、あるいはその後を想定しながらの支援」³⁰⁾ であると指摘されている。

また、高橋源一郎と辻信一は、母子家庭の母親や障害者や高齢者などの就職困難者を「社会的弱者」と捉えて、「社会的弱者」について考えることに新しい社会の可能性があると指摘してい

る。高橋と辻によると、「社会的弱者と呼ばれる存在がある。たとえば、『精神障害者』、『身体障害者』、介護を必要とする老人、難病にかかっている人、等々である。あるいは、財産や身寄りのない老人、寡婦、母子家庭の親子も、多くは、その範疇に入るかもしれない。自立して生きることができない、という点なら、子どもはすべてそうであるし、『古い』てゆく人びともすべて『弱者』にカウントされるだろう。……（中略—引用者）……それら、あらゆる『弱者』に共通するのは、社会が、その『弱者』という存在を、厄介なものであると考えていることだ。そして、社会は、彼ら『弱者』を目障りであって、できるならば、消してしまいたいなあ、そうでなければ、隠蔽すべきだと考えているのである。だが、ほんとうに、そうだろうか。『弱者』は、社会にとって、不必要な、害毒なのだろうか。彼らの『弱さ』は、実は、この社会にとって、なくてはならないものなのではないだろうか。……（中略—引用者）……社会的『弱者』、彼らの持つ『弱さ』の中に、効率至上主義ではない、新しい社会の可能性を探ってみたい³¹⁾という指摘である。

つまり、私たちがひとり親家庭や障害者などの就職困難者の就労支援について考えることは、彼らが社会にとって目障りで不必要な隠蔽すべき存在なのではなく、侵害されている諸権利の回復と擁護によって多様な暮らし方を実現し一般労働市場の変革を促すことで、効率至上主義ではない新しい社会の可能性を見出すことができるのではないだろうか。

〔付記〕本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（若手研究(B)）／課題番号15K17237）の研究成果の一部である。

注

- 1) 就職困難者とは、雇用保険法施行規則第32条によると、①障害者雇用促進法第2条に規定する身体障害者、②同法第2条に規定する知的障害者、③同法第2条に規定する精神障害者、④売春防止法第26条の規定により保護観察に付された者及び更生保護法第48条又は第45条に掲げる者であって、その者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあった者、⑤社会的事情により就職が著しく阻害されている者となっている。しかしながら、大阪府の地域就労支援事業では、就職困難者を「障害者・母子家庭の母・中高齢者・同和地区住民などの中で、働く意欲がありながら、雇用・就労を妨げている年齢、身体的機能、家族構成、出身地などのさまざまな要因を抱えるため、雇用・就労を実現できない」と幅広く定義されている。詳しくは、福原宏幸（2007）を参照。
- 2) 例えば、大阪府では2000年から和泉市と茨木市がモデル事業として開始し、2004年には府下の全市町村で実施している。
- 3) 田端博邦編（2006）の29頁より引用。
- 4) NPO法人の役員は無報酬である。理事は、小山市の市議員やアクリーグ株式会社の関係者である。
- 5) 新規の登録者は、知人の紹介などクチコミで、個別に訓練を受けている。
- 6) NPO法人在宅はたらき隊理事長からの聞き取り及び資料提供（2016年9月13日訪問）。
- 7) この点について、製造加工作業を対象とする家内労働についても、最低工賃を審議会で決定する際に、標準作業時間を基準として用いることになっているが、標準作業時間が初心者者の作業時間を測定するのか熟練者の作業時間を測定するのかによって、最低工賃に大きな差が出ることになる。最低工賃決定の問題点について、高野剛（2007）を参照。
- 8) 太田市では、実家の農業を手伝いながら在宅ワークをしている人も数名いる。

- 9) 『佐賀新聞』2010年7月21日 (<http://www.saga-s.co.jp/news/saga.0.1688128.article.html>) 2016年8月23日閲覧。
- 10) コンソーシアムに参加していた企業は、有限会社プライム、株式会社佐賀電算センター、株式会社佐賀 IDC、福博印刷株式会社、佐銀コンピュータサービス株式会社、株式会社ジェビック、株式会社キャリアサプライ、株式会社佐賀広告センターの8社である。
- 11) 3期生については、応用訓練は6ヵ月であった。
- 12) 例えば、1期の応募者は143人で母子家庭が66人で障害者が77人であり、2期の応募者は195人で母子家庭が121人で障害者が74人であった。
- 13) 115人の登録者のうち、障害者は数名だけであった。
- 14) 例えば、2期生の訓練開始時は、母子家庭が45人で障害者が15人であった。
- 15) 『佐賀新聞』2013年7月16日 (<http://www.saga-s.co.jp/news/saga.0.2509020.article.html>) 2016年8月23日閲覧。
- 16) 『毎日新聞（佐賀県地方版）』2016年2月19日 (<http://mainichi.jp/articles/20160219/ddl/k41/010/344000c>) 2016年9月12日閲覧。
- 17) NPO 法人ひとり親 ICT 就業支援センター長からの聞き取り（2016年9月21日訪問）。
- 18) ひとり親家庭の就業促進を目的として、2014年度に63万8千円、2015年度に63万8千円、2016年度に65万9千円の助成金を受けている。
- 19) 『毎日新聞（佐賀県地方版）』2016年2月19日（前掲アドレス）。
- 20) 7社は、株式会社佐賀電算センター、株式会社オーエスケイコンピュータサービス、株式会社メディアック、株式会社さが情報処理センター、株式会社プライム、株式会社佐賀 IDC、佐銀コンピュータサービス株式会社である。
- 21) 朝日精版印刷株式会社は、2015年4月に株式会社ユニバーサルポストとなっている。
- 22) NPO 法人 C & A Creative Agency ビジネスコーディネーターからの聞き取り（2016年12月1日訪問）。
- 23) 遺族年金は、社会保険料の計算対象となる所得にはならない。国民年金保険料の全額免除の基準は、「扶養親族等の数+1）×35万円+22万円」である。
- 24) 周燕飛（2014）の33-34頁より引用。
- 25) 田端博邦編（2006）の1頁より引用。
- 26) 2015年度予算で母子家庭等の対策総合支援事業（74億円）として、ひとり親家庭の在宅就業推進事業（1.6億円）が実施されることになった。母子家庭等就業・自立支援センターで実施されている訓練を受講後に、在宅就業コーディネーターによる支援を行う。実施主体は自治体に委託し、補助率は国が2分の1、自治体が2分の1となっている。
- 27) 東京都では、2016年4月から2017年3月まで東京都ひとり親家庭等在宅就業推進事業（募集人数30名）が実施されている。株式会社うるるが運営するクラウドソーシングサイト（shufti）を利用した支援で、在宅ワークによる月3万円の収入を目指すとしている。
- 28) 社団法人日本社会福祉士会編（2010）の22頁より引用。
- 29) 同上書の23頁より引用。
- 30) 同上書の2頁より引用。
- 31) 高橋源一郎・辻信一（2014）の11-12頁より引用。

参考文献

- 有留順子・石川義孝「東京大都市圏におけるテレワークと分散型オフィスの立地」『地理学評論』第76巻第1号、2003年1月。
- イエスタ・エスピン＝アンデルセン（大沢真理監訳）『平等と効率の福祉革命』岩波書店、2011年。
- 池田秀登編『事例から考える就労支援』萌文社、2016年。

- 上村勇夫『知的障害者が長く働き続けることを可能にするソーシャルワーク』ミネルヴァ書房，2016年。
- 小林美希『ルポ 母子家庭』ちくま新書，2015年。
- 佐口和郎「地域雇用政策とは何か」（神野直彦編『自立した地域経済のデザイン』有斐閣，2004年）。
- 佐口和郎編『事例に学ぶ地域雇用再生』ぎょうせい，2010年。
- 佐藤英人「仕事と家事の両立を目指した在宅就業の現状と課題」『日本地域政策研究』第15号，2015年9月。
- 社団法人日本社会福祉士会編『ソーシャルワーク視点に基づく就労支援実践ハンドブック』中央法規出版，2010年。
- 周燕飛『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』労働政策研究・研修機構，2014年。
- 鷹木恵子「チュニジア農村部女性の内職にみる民俗知識と技法」（大塚和夫編『現代アラブ・ムスリム世界』世界思想社，2002年）。
- 高野剛「家内労働法の問題点と在宅ワーク」『産業と経済』第22巻第1号，2007年3月。
- 「母子家庭の母親の就労支援と在宅ワーク」『立命館経済学』第64巻第5号，2016年3月。
- 「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業における家内労働の実態」『立命館経済学』第65巻第5号，2017年3月。
- 高橋源一郎・辻信一『弱さの思想』大月書店，2014年。
- 竹中ナミ「グローバルインタビュー：どうする障害者の就労促進「雇用率」重視超える政策を在宅就労支援のシステム必要」『日経グローバル』第286号2016年2月。
- 谷本雅之「家内労働と女性」『アジア遊学』第186号，2015年7月。
- 田端博邦編『地域雇用政策と地域』東京大学社会科学研究所研究シリーズ No. 22，2006年。
- 中西穂高・松村茂・定平誠他「座談会 テレワークによる地域活性化の可能性」『日本テレワーク学会誌』第7巻第2号，2009年10月。
- 中西穂高・比嘉邦彦「テレワークを活用したアウトソーシングの地域活性化効果に関する研究」『日本テレワーク学会誌』第7巻第2号，2009年10月。
- 中原さとみ・飯野雄治編『働くこととリカバリー』クリエイツかもがわ，2010年。
- 福原宏幸「就職困難者問題と地域就労支援事業」（埋橋孝文編『ワークフェア』法律文化社）。
- 藤原佳典・南潮編『就労支援で高齢者の社会的孤立を防ぐ』ミネルヴァ書房，2016年。
- 森川信男『オフィスとテレワーク』学文社，2005年。
- 御前由美子『ソーシャルワークによる精神障害者の就労支援』明石書店，2011年。
- 安田尚道・塚本成美『社会的排除と企業の役割』同友館，2009年。
- 山岡由美「精神障害のある人たちの在宅勤務の実際からみる促進要因の検討と課題」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』第17号，2015年3月。
- 山本沙希「現代アルジェリアにおける家内労働と女性」『人間文化創成科学論叢』第18巻，2016年3月。